

帝国植民省とジェイムソン侵入事件

市川 承八郎

【要約】 一八九五年一二月末のジェイムソン侵入事件は、イギリス帝国主義がアフリカ南部の内陸高地草原に最終的に樹立される道程におきた陰謀事件である。この陰謀は、金山二大会社の直接関係者を首謀者として立案されたうえに、覆面した帝国植民省によって遮蔽された背後から、不可欠の便宜と強硬な指示とを与えられてすすめられた、蜂起と侵入と干渉の共謀であって、それじしんは失敗におわったにもかかわらず、四年後の南アフリカ戦争の前奏曲として想起される。本稿は、もっぱら帝国植民省による共謀への関与と介入、ならびに事後におけるその隠蔽工作に課題を集中する。

史林 五四卷一号 一九七一年一月

はじめに

ジェイムソン侵入事件は、イギリス帝国政府がアフリカ南部の内陸高地草原に最終的に帝国主義を樹立する過程に起きた陰謀事件である。一八九五年一二月二十九日の深夜、セシル・ローズの分身、勅許会社ローデシア行政官ジェイムソンは、会社所屬の騎馬警官隊を指揮し、越境してトランスファールのブーア（ボーア）人独立共和国に不法に侵入した。合計五一〇名の騎馬警官隊は、金山の中心都市ヨハネスブルフに向かったが、途中ブーア人の民兵隊に包囲

され、不利な地形に追いこまれたあげく、侵入後四日めの一月二日、若干の死傷者を出して全員降伏した。

一方、かねてから武装蜂起を準備しながら決行を延期していたヨハネスブルフの在留外人は、ジェイムソン侵入の報をきいてようやく蜂起に踏み切ったものの、これまた全市がブーア人の民兵隊に包囲されており、一月七日、降伏のやむなきにいたった。金山二大会社の幹部をはじめとする同市在留外人の蜂起指導者六四名は、一月九日までに逮捕された。

武装蜂起に先立って支援侵入が開始されたため、あつけ

ない失敗におわったこの事件は、ほんらい二大深層鉅脈金山会社の所有者と幹部社員とが首謀者となって、トランスファール共和国のクリューヘル大統領政府を打倒するため、武装蜂起と支援侵入とを組み合わせた謀議から始まる。この組み合わせの謀議が現地ヨハネスブルフでいちおうの予備的諒解に達したのは、一八九四年一〇月のことである。

ついで翌年六月、「ラント鉅山会社」を所有するロンドンの金融業「ウェルナー・バイト商会」の共同経営者アルフレッド・バイトがロンドンからケイプタウンにおもむき、「合同金山会社」所有者でイギリス領ケイプ植民地自治政府の首相セシル・ローズと面談する。そのとき、ヨハネスブルフ武装蜂起の組織資金の分担についても、支援侵入に使用する勅許状会社警官隊の国境駐屯計画についても、兩人のあいだでほぼ最終的に意見の一致をみる。蜂起の組織資金については、バイトのほうが、ローズの三倍に近い資金を提供することになる。

ところが、つづいて謀議は、事件直後に疑惑を持たれたとおり、覆面した帝國植民省によって念入りに遮蔽された背後から、不可欠の便宜手段と強硬な指示とを与えられて

すすめられたのである。首謀者の謀議のほんらいの経済的動機については、前稿「ジェイムソン侵入事件とラント金山二大会社」(『史林』五三卷二号)において検討をくわえたので、本稿はもっぱら帝國植民省の共謀への関与と介入とに研究課題を集中したい。^①

① 本稿での引用文中きつ甲「……」でかこった部分は、すべて引用者が挿入した補足説明である。また、関係略図は前掲稿に収めたので、本稿では省略する。

イギリス帝國政府の植民省、とくにジョーゼフ・チェンバレン植民相が、事前に侵入事件の陰謀に掛かり合っていたのではないか、という疑惑は、侵入事件失敗の直後、はやくも世間に広がった。「ジョー」(「ジョーゼフ」)は首まで事件につかっていた」という噂がささやかれたものである。

ところが、チェンバレンなど三名の現職閣僚をふくむ与野党議員一五名からなり、野党自由党指導者ハーカットを議長とする、ウェストミンスター帝國議會下院の査問委員会は、一八九七年二月によくやく証言聴取を開始してから

半年後の七月に公表した結論において、ローズを予想以上にきびしく弾劾する一方、植民省関係については「植民相も、植民省官僚のなんびとも、謀議進展中の陰謀を気づかせる……たぐいの報告は、いかなるものをも受理していない」と断定した^①。

この委員会は「査問せざる査問委員会」などとの悪評をえた。その証言聴取は「当然そこから先へと踏み込まねばならないまさにその地点で停止してしまった」とか、「侵入事件の経緯の秘密を守ることにもっぱらの熱意をもった人びとは、じつに完璧の成功をおさめた」とか、そういった論評をかかげた新聞もあった。しかし、与野党議員から成る査問委員会の多数派は、植民省連累にかかわる疑惑について完璧の否定的断定をくだすことよって、失敗した侵入事件をやり直す政治的前提をつくる一方で、内外の疑惑をかえってふかく潜行させる逆効果を残した。

事件からじつに半世紀を経た一九四八年、植民省関係文書のなかで一八八六年から一九〇二年までのものが、閲覧を許可されることになったが、すでに公表されたあたりさわりない文書のほかは、事件にかんして意義ある残存資料

は、失望的なほど貧弱であった^②。それは、植民省関係秘密文書のうち致命的なものが、チェンバレンじしんの手で私邸に運ばれて秘匿されていたからである^③。

もちろん、有名なガーヴィン著『ジョーゼフ・チェンバレン伝』第三卷(一九三四年刊)がある。著者ガーヴィンは、一九〇八年いらい新聞『オブザーヴァ』の編集長。同新聞の所有者は例のクリヴデン荘の主人アスター子爵であり、その関係によってガーヴィンは、南ア戦争当時の総督で第一次世界大戦中の陸相ミルナーの周辺の政治記者であったばかりか、その後一九三〇年代は三九年三月まで宥和政策の世論誘導の第一線をすすんだ^④。それと関係なしとは言いが切れないが、ガーヴィンは『ジョーゼフ・チェンバレン伝』第三卷では、侵入事件について前後一〇〇ページに近いスペースをさいて、チェンバレン家所蔵文書からおびただしい資料を縦横に引用しながら、結論は最後に一行「チェンバレンが侵入事件に掛かり合いになった痕跡は、ひとかけらもない」とした^⑤。この結論は、それじたいが政治的なもので、それゆえにかえって、半世紀に近い歳月によっても消えそうにない疑惑のくすぶりを、さらに残すこ

とになった。

植民省の共謀関与は、それが十分に解明されるためには、第二次大戦後の二名の歴史家の研究成果をまたねばならなかった。ひとりにはエセル・ドラスで、チェンバレン所蔵文書を厳密に再検討した研究成果を、論文標題「ジェイムソン侵入事件とその査問委員会にかかわるチェンバレン所蔵文書の研究報告」として、ロンドン大学『歴史学研究所紀要』（一九五二年）に発表した。^④

もうひとりにはファン・デア・プール（ケイプタウン大学講師）で、その著書『ジェイムソン侵入事件』（一九五一年刊）は、ケイプタウンの当時の高等弁務官付き帝国書記官グレーム・パウアの後年の手記を、厳密に検討した研究成果である。^⑤海軍中佐出身の帝国植民省出先官僚パウアは、侵入事件後、二名の上司の無罪を証明するため、詰腹を切らされ、復職を許されたものの左遷され、一九〇九年に職を辞し、一九三三年高齢で他界する。しかしながら、一九〇六年に植民省事務次官あてに提出した長文の弁明書の写しと別にかいた詳細な回想録とを密封してのこし、「公共の意思が事件を客観的に見る」半世紀後までは非公開で保存す

るように、ケイプタウンの南アフリカ公文書館に委託しておいたのである。

パウアは、ガーヴィン著『ジョーゼフ・チェンバレン伝』第三巻の上梓に先立つ一九三三年の八月に死去しているから、その手記は、むろん間接的にせよチェンバレン所蔵文書の内容をもって補足したものではない。しかしながら、エセル・ドラスが一九五三年『イギリス史学雑誌』に寄稿した論文「ジェイムソン侵入事件におけるイギリス帝国政府の共謀連累にかかわる問題」^⑥において確証するとおり、チェンバレン所蔵文書とパウア手記との、この二種類の資料群は、校合して矛盾撞着することはなく、相互に補充しあうもので、両者の研究は、あいまって共謀関係の解明に寄与したのである。そして、最後ではあるが、比較的最近の、マレー（ワイトヴァータースラント大学教授）の著書『クリューヘル大統領の共和国の崩壊』（一九六一年刊）は、南アフリカ戦争勃発までを扱い、この事件にかんずるかぎり新資料を追加してはいないが、問題を簡潔に要約して有益である。^⑦

④ Jean van der Poel, *The Jameson Raid* (1951), pp. 199, 228-229.

- ② H. R. Winkler, 'Joseph Chamberlain and the Jameson Raid', *American Historical Review*, vol. ltv (1949), p. 842.
- ③ Jean van der Poel, *op. cit.*, p. 287.
- ④ A. M. Gollin, *Poconost in Politics: A Study of Lord Milner in Opposition and in Power* (1964), pp. 325-328, 516-517. Margaret George, *The Warped Vision, British Foreign Policy 1933-1939* (1965), pp. 146-149. Martin Gilbert and Richard Gott, *The Appeasers* (1963), p. 34.
- ⑤ J. L. Garvin, *The Life of Joseph Chamberlain*, vol. iii, 1895-1900 (1934), p. 125.
- ⑥ Ethel Drus, 'Report on the Private Papers of Joseph Chamberlain relating to the Jameson Raid and the Inquiry', *Bulletin of the Institute of Historical Research*, vol. xxv (1952), pp. 33-62. Hereafter cited as *Bulletin* (1952).
- ⑦ Jean van der Poel, *The Jameson Raid* (1951).
- ⑧ Ethel Drus, 'The Question of Imperial Complicity in the Jameson Raid', *English Historical Review*, vol. lxxviii (1953), pp. 582-593. Hereafter cited as *Eng. H. R.* (1953).
- ⑨ J. S. Marras, *The Fall of Kruger's Republic* (1961), pp. 64-95.

二

ジェイムソンが越境侵入のとき指揮した警官隊は、勅許状会社所屬の騎馬警官隊である。この勅許状会社は、正式の名称を「ブリティッシュ南アフリカ会社」という。ローズ

がダイヤモンドの世界的独占企業体「ド・ベールズ合同鉱山会社」の財産を基礎にして創設した民間株主出資の営利事業団で、トランスファールよりもさらに北方のエルドラドに新植民地を建設することを目的とする。その勅許状は、植民地開拓と鉄道北方建設とが、トランスファールの興隆を経済的にも政治的にも相殺するにちがいないという予測のもとに、一八八九年帝國政府から下付されたもので、会社の警察権は、勅許状によって会社に許可された行政上・財政上の広範な権限のなかに含まれていたのである。

ところで、ラント金山の二大深層鉱脈会社の所有者バイトとローズの間で、一八九五年六月に意見の一致をみた謀議のなかには、この勅許状会社警官隊をヨハネスブルフ武装蜂起の支援に使用する計画が含まれており、しかも、支援侵入については、トランスファール共和国とイギリス保護領ベチユアナランドとの国境近くの僻地こそが、共和国に侵入して最短距離でヨハネスブルフにいたる、恰好の侵入跳躍台とかがえられていた。

他方において、ケイプタウンからキンバリにいたる鉄道線の北方延長工事が、一八九四年一〇月、ちょうどマフェ

キングまで完成したので、ケイプ首相で勅許状会社専務取締役のローズは、それをさらに北方へと延長する工事を勅許状会社の手ですすめるため、すくなくとも表向きはもっぱらそれを理由として、その年一月、保護領ベチュアナランドの勅許状会社への移譲を帝国政府に申請していた。

ところが、翌年六月、ローズベリ首相自由党内閣が辞職し、ソールズベリが三度めの首班としてユニオニスト連立内閣を組織したとき、みずから選んで植民相に就任したが、最有力の閣僚ジョーゼフ・チェンバレンであった。さっそくローズは、二、三名の勅許状会社関係者を代理人として、ロンドンにおいて移管申請の交渉を急がせた。チェンバレンは、一〇月一六日、ひとまずベチュアナランド国境近辺の一部分の移譲を認可し、ついで一一月七日に、国境沿い幅一〇マイルの地帯と国境警備隊とを、鉄道の建設と警備のため、勅許状会社管轄下に移管する許可を与えた。表向きの理由は鉄道の北方延長工事であったが、実際に移管された国境地帯を越境侵入の跳躍台として利用し、国境警備隊をほんらいの勅許状会社警官隊にくわえて侵入隊として利用したのが、ジェイムソン侵入事件であったから、

植民相連累の疑惑が、事件直後たちまち陰徴のうちに広まったのも当然といえよう。

それゆえ、以下において検討を要する植民相連累の疑惑の第一は、植民相が保護領ベチュアナランド国境地帯と国境警備隊とを勅許状会社に移管する決定をくだしたとき、ローズの真意を知っていたかどうか、いわばもつとも単純なこの疑問である。鉄道の北方延長工事という表向きの理由の背後で、移管を越境侵入に利用するというローズの真意を、植民相は知っていたかどうか。

チェンバレンが植民相に就任して一か月ばかりしたころの、一八九五年八月一日、ローズの代理人、勅許状会社書記官ラザフォード・ハリスは、勅許状会社ロンドン取締役のグレイとともに、ロンドンの植民省にチェンバレンを訪問し、ベチュアナランド保護領の移譲を要請して交渉を開始した。

最初のこの会談の模様が、のちの下院査問委員会で審議の対象となったとき、証人ハリスはつぎのように証言した。すなわち、植民相に移譲要請の理由をいろいろと述べたハリスは「それからさらに、ヨハネスブルフにおける不穩の

情勢を話し、国境付近に警官隊を配置することが望ましいと、用心ぶかい暗示のことはをつけ加えた。はっきりそうとは言明しなかったけれども、ローズ氏が勅許状会社所屬の警官隊をつかつて支援する有利な立場を占めたいと望んでいることが、わたくし「ハリス」の心にふと浮かんだからである。……チェンバレン氏は、ただちに会話の方向に異議を唱えた。わたくしは、二度とこの話題にもどらなかつた」と。

ハリスのこの証言にたいして、査問委員チェンバレンは、ハリスのいう「用心ぶかい暗示のことは」にはまったく記憶がないと言いはり、あのととき「わたしはすぐさまハリスの話をさえぎり、『わたしは秘密の報告をききたくはない。わたしは公式の資格においてここにいる。公式に扱いうる情報のみをききたいのだ』と述べた」と断言した。^②内科医出身のハリスは、船舶スクリュー独占企業家で政界に強固な立場を有するチェンバレンによって、軽くあしらわれたのである。

査問委員会の審議において、最初のこの会談に同席したグレイの証言が欠落していることは、はなはだ不審に思わ

れる点である。アルバート・グレイは伯爵（第四代）、史上著名な一八三二年議会改革の首相グレイの孫、名門出身の自由党議員であったものを、ローズがとくに懇請して一八八九年勅許状会社ロンドン取締役に迎えたのであった。^③グレイはもともとチェンバレンと親しく、取締役就任を要請されたときにも相談を欠かさなかつたほどの友人である。だから、植民省交渉の開始にあたり、植民相に面識もない内科医出身の勅許状会社書記官ハリスを、グレイが植民相に紹介して会談に同席したことは、ことわるまでもない。

会談において、チェンバレンがハリスの話題をさえぎつて座がしらけると、グレイはハリスを部屋から外へつれ出し、ひとり帰ってきて扱にくいその話題にもどり、内密に詳述したいと主張した。これは、査問委員会が証言聴取を開始するまえの一八九六年一月一〇日に、グレイが勅許状会社ローデシア行政官として、現地から植民相あてに送った書簡にかいた最初の会談の模様である。そのとき「内密に貴下〔植民相〕に述べたことはこうである。『ハネスブルフの〕エイトランダー〔在留外人〕の、早くから予期されて避けがたい蜂起は、自由な市民の共通の権利

をたたかいたることをめざすもので、その決行は今ではごく間近に迫っている。だからこそ、必要があればいつでも使用できるように、トランスファール国境近くに武装兵力を駐屯させることが、望ましいのである……と」。

保護領譲渡要請の真の理由は蜂起支援の越境侵入跳躍台に使用するためで、グレイがこの理由をはっきり伝えたことを、この書簡は示す。同じ書簡のガーヴィンによって省略された、つづく次の一文は、植民相のほうでも、表向きはともかく、事実と結果においてこの理由に共感し同意したことを、するどく指摘する。「この〔蜂起支援についての〕情報は、もし無理じいされるなら、ついには公式の扱いを余儀なくされるたぐいの情報であるからと、貴下〔植民相〕は述べられ、この情報の受理をかくく辞退されたけれども、国境に警官隊を配置する機会を勅許状会社に与えるのが望ましいというわれわれの意見に、貴下もまた同意された事実を、政府のその後の行動が明示したのである」^④。

ガーヴィンはこの書簡のまえの部分だけを引用して、その説明はチェンバレンにたいする「非難と中傷とを仕込んだ

だも同然」というが、^⑤そういった解釈をはさむ余地がないほど、この書簡の文意は明晰である。エセル・ドラスの研究の要点はこうである。「のち〔一八九六年一月二月〕チェンバレンがひそかにグレイに協力を求めたとき、グレイは〔前掲書簡で〕答えた。チェンバレンは『この情報は、もし無理じいされるなら、ついには公式の扱いを余儀なくされるたぐいの情報であるからと言い、この情報の受理をかくく辞退した』が、それはグレイがローズの計画を説明したそのあとからであったと。そのうえ、チェンバレンは、後日の覚え書のなかで、もしも陰謀をおしつづすべきでないならば、外見上の、ないしは公式の無知こそが不可欠であったと、みずから認めたのである。この点でのかれの義務は、きわめて明白である。……グレイが査問委員会に証人として喚問されず、チェンバレンがかれら〔チェンバレンとグレイ〕の会見をわざと委員会に報告しなかったのは、驚くにあたらない」（傍点部分は原文のイタリック）。

チェンバレン覚え書の「もしも陰謀をおしつづすべきでないならば」というのは、「帝國政府がこの陰謀をトロイの木馬に利用するべきであるならば」と読みかえてさしつ

かえない。陰謀を利用するためには「公式の無知こそが不可欠」となる。チェンバレンは、ハリスとグレイから陰謀の情報をきいたあとで、公式には関知しないとの建て前を持ち出して、陰謀の情報を公式に受理しなかったというだけであって、実際には陰謀の情報をきき、結局のところ陰謀の情報に即した不可欠の便宜手段を供与したその事実と相違ないではないか。グレイが査問委員会に証人として喚問されなかったばかりか、査問委員会の審議からその名前さえも遠ざけられたことは、内密の共感と関与と利用とを公式には無知の建て前で隠蔽する政治そのものを貫くためではなかったか。「内密の関与」と「公式の無知」との使い分けは、グレイとハリスが植民省で交渉を開始したとき（一八九五年八月）から、査問委員会の結論が発表されたとき（一八九七年七月）まで、一貫して用いられた帝國主義権力の技巧ではなかったか。

- ① Ronald Robinson and John Gallagher, *Africa and the Victorians: The Official Mind of Imperialism* (1961), p. 242, et passim.
 ② J. S. Marais, *op. cit.*, pp. 79-80.
 ③ J. G. Lockhart and C. M. Woodhouse, *Cecil Rhodes: The Colossus of Southern Africa* (1963), pp. 164-165.

- ④ Ethel Drus, *Bulletin* (1952), p. 56. Vincent Harlow, 'Sir Frederic Hamilton's Narrative relative to the Jameson Raid', *English Historical Review*, vol. lxxii (1957), p. 285. Hereafter cited as *Eng. H. R.* (1957).
 ⑤ J. L. Garvin, *op. cit.*, p. 39.
 ⑥ Ethel Drus, *Eng. H. R.* (1953), p. 584.

三

帝國議會下院の査問委員会の審議には、大小さまざまな作為的前提条件が積み重ねられている。陰謀はほんらい蜂起と侵入の不可分の組み合わせであったにもかかわらず、両者を峻別し分離したその作爲は、審議の前提である。蜂起の陰謀は、少なくとも現地ヨハネスブルフでは、一、二か月まえから公然の秘密であったから、植民相も高等弁務官も知らなかったで押し通すわけにはゆかない。蜂起の陰謀は、現地での自然発生的革命運動であるとして、査問委員会の審議対象の中心からはずされる。

それゆえ、委員会審議の結論が「植民相も、植民省官僚のなんびとも、謀議進展中の陰謀を気づかせる……たぐいの報告は、いかなるものをも受理していない」と断定した

とき、この「謀議進展中の陰謀」とは、峻別と分離の前提にしたがって不法侵入の陰謀のみに限定されているのである。ガーヴィンが結論的要約で、「チェンバレンは、ときおりの言明どおり、すべてを知っていたわけではないが、予測されたヨハネスブルフ革命については、ずいぶん知っている、高等弁務官を通じて、対処する準備をととのえていた。かれが侵入事件に掛かり合いになった痕跡は、ひとかけらもない」と言い切ったのは、蜂起と侵入の峻別・分離を前提とする査問委員会の結論を、三十余年後にそっくりそのままくり返したにすぎない。

さて、一八九五年後半にロンドンの植民省と交渉をつづけたハリスとケイプタウンのローズとの間でかわされた往復電報のうちの教通が、いわゆる「紛失電報」として隠匿され、ついに委員会に提出されず公表されずにおわったのも、査問委員会の不可欠の前提となった作偽による。電報の隠匿は、チェンバレンの舞台裏工作によって事前にかきあげられた筋書きであった。前節でのべたグレイとハリスの最初の植民相会見について、ハリスが翌日(八月二日)ローズあてに打電した報告電報は、このいわゆる「紛失電報」

の第一号である。

次にその主要部分をあげるが、引用文中*印以下は、ガーヴィンによって省略された部分である。ガーヴィンは、*印以下は、まるで関係のない事項についての、わけのわからない符号文字だからと、わざわざ省略をことわる脚注まで入れている^③。このことわり書きによる省略は、かえってガーヴィンがその部分の致命的重要性を評価していたことを暗示するものではないか。

「……われわれは、なにゆえガベロンズ〔保護領国境近辺の一点〕に基地をもちたいとのぞみ、〔勅許状会社警官隊の〕保護領駐屯を得策とかがえているのか、その理由を、植民相にそれとなく伝える決心をした。植民相は、ローズの策には心から共感したが、〔*〕保護領関係の〔全管轄権の移管は考慮しないという〕既定方針を、この理由だけではどうしても変更しようとはせず、そのかわりつぎの提案を提議した。すなわち、〔勅許状会社による〕鉄道の北方延長工事とひきかえに、保護領内大土地譲渡の願い出を早急に好意的に考慮して、保護領における勅許状会社〔警官隊〕の駐屯を正当化する、という案である……」(八

月二日ハリス発ローズ宛「紛失電報」第一号。

植民省交渉最初の会談についての、この報告電文は、前掲グレイ書簡と趣旨においてすこしも矛盾しないばかりか、今後の交渉の方向を示唆する報告である。「わけのわからない符号文字」どころではなく、植民相が「ローズの策に心から共感し」て、保護領の全管轄権の移管は許可しないけれども、国境沿い地帯の一部の移管ならば好意的に考慮してもよいと述べた、その最初の重要な報告である。そして、これが「チェンバレンは、表向きは、貴下〔ローズ〕の案はなにも知らないことを条件といたうえで、保護領管轄権〔全部〕の移管のほかならば、なんでも援助を与えようとしている」という八月一日ハリス発電文（紛失電報第二号）につづく。

八月二日ハリス発電文は、さらに念を押すように「ご承知のとおり、チェンバレンは、自分のまえではジェイムソン博士の計画に言及してはならない、と述べている」（紛失電報第三号）と報告する。こうして植民省交渉は、植民相の「ローズの策への心からの共感」を、表向き「ローズの案はなにも知らない」という、公式には関知しない

建て前で隠蔽することを条件としており、この公式の建て前をローズもハリスも十分に容認することを条件としたうえで、交渉も進捗した、と見るのが妥当であろう。そののちの交渉の細部には若干の紆余曲折があったにしても、植民省は、一〇月一六日には、ひとまず国境近くのピツァニアあたり、じつは越境侵入の「跳躍台」の譲渡をゆるしたのであり、さらにローズの性急な要請に応じて、鉄道建設の遅滞ない工事をあらためて約束させたいと、一月七日に最終的に、国境沿い地帯と国境警備隊との勅許状会社への移管を認可した。

ローズをはじめとして移管認可をいそいだ勅許状会社側は、交渉のこの大詰において、前植民相リボンから三年まえに約束されていた、鉄道建設向けの政府補助金二〇万ポンドの交付を断念せざるをえなかった。それについて、グレイは、移管決定の七日と同日の日付けで、チェンバレンあてに抗議の書簡を送っている。「……トランスファールに万一なにごとかが起きたばあい、われわれはイギリス人の権益に支援を与える立場を占めたいと熱望したので、その獲得に性急な熱意をいだいた。そのため、二〇万ポンド

の鉄道建設政府補助金に相当する額を自己負担する、という罰金までも支払う破目になったが、その点について、貴下こそは、誰よりも承認を与えながらなお方と承知した。われわれが知るにいたったことがらは、結局のところ、われわれの支払うべき負担となるにちがいない……^⑤。反語をいやみに利用した事後抗議の書簡である。「トランスファールにおけるイギリス人の権益に支援を与える立場」すなわち侵入跳躍台は、要望が性急なあまり、政府補助金交付を断念する犠牲を支払ってようやく手にはいったことが、この書簡によって十分に照射されたものと解釈せざるをえない。

移管決定の同じ七日、ハリスが打電したローズあて報告電報は、「植民相は、貴下〔ローズ〕が行儀ただしい間合いをはかり、のろしを上げるのを〔今後すくなくとも〕二週間は延ばさなければならぬ」と述べた、と報告した〔紛失電報〕第七号)。「のろし」(ファイアワークス)とは、蜂起なり侵入なりの合図をいう。このころ移管許可をいそいでいたローズが移管されたばかりの侵入跳躍台をすぐさま利用すれば、植民省の移管許可の理由が怪しまれるから、

植民相は性急なローズに釘をさすために、「行儀ただしい間合い」をとれとか、「のろし」を二週間は延ばせとかと指示したのである。

ところが、ガーヴィンは、ハリス発電文のこの断片だけを引用して、例によって電文の意味を攪乱するため、電文そのものが植民相の冗談の曲解だと述べて植民相を擁護する。ファイフ公爵(皇太子の娘むこ)をはじめロンドンの勅許状会社重役連が休暇をとっていたところ、ローズは移管決定をいそぐあまり興奮した電報を送ってきており、それをきいた植民相は、ローズの「熱情の激発」(ファイアワークス)を避けて、自分も二週間の休暇をとりたいものだと、冗談をいったままで、この「あけっぱなしの冗談が、ひそかに打電された〔ハリスの〕故意の電報の主題になる」とは、チェンバレンは思いもよらなかったであろう」と、ガーヴィンはいう。^⑥三十余年後の掩護射撃にしては、これはいかにも無理なこじつけであろう。

ハリス発電文の内容を、ローズはケイプタウンで他人にもらしていた。高等弁務官付き帝国書記官パワーは、この「のろしを二週間は延ばせ」の電報内容を一か月あまりの

ち直接ローズの口からきき、以前から不審に思っていた上
司チェンバレンの共謀関与の軽率妄動を事実として確信す
るにいたったという^⑦。ごく自然のなりゆきである。電報の
この断片からでも、移管が蜂起と侵入の共謀を知ったうえ
での便宜手段の供与であったことに、疑問をさしはさむ余
地はない。

交渉開始から移管決定までの三か月余りの資料を見て、
植民相の共謀連累の疑惑について検討したすえの小結論は、
植民相の共謀への関与ということしかありえない。実際に
は関与しながら公式には関知しないとの建て前を隠蔽手段
に利用する、あの異様だが、帝国主義支配者集団のなかで
は厳格な政治的訓練だという、表裏使い分けの権力政治の
絶妙な技巧が、ここにある。そして、帝国主義政治の依然
として透視されがたい欺瞞と偽善のからくりも、ここに含
蓄されている。

下院査問委員会が、一八九七年七月の例の結論を出すた
めには、事前の舞台裏工作が必要不可欠の前提であり、す
でにかなりの程度まで説明したとおり、その最たるものは
ハリスとローズの往復電報の隠匿であった。チェンバレン

は、事件後の一八九六年六月、この往復電報を植民省に送
らせて内密に吟味した。そして、当時勅許状会社社行政官と
して現地にあったグレイが、書簡（八月二〇日）をよせ、「こ
の不幸な往復電報の公表がローズには有益ではあっても有
害にはならないことを、ローズはよく承知している」と知
らせてきたのにたいして、チェンバレンは「貴下の言及さ
れた電報の公表は、勅許状会社の致命傷となるであろうと
はいえ、わたくしじしんは、今まで起きたことが洗いざら
い公表されたところで、すこしもひるまない」というすご
みをきかせた書簡（一〇月一三日）を送って、ローズに間接
におどしをかけた^⑧。ジェイムソン侵入事件は勅許状会社所
属警官隊を管轄地域外で使用し、勅許状の規程に違反して
いるから、帝国政府が勅許状を剝奪する事由にはこと欠か
ない。

同じ年の八月にはまた、トリー系名門の政治家でローズ
礼讀者でもあるウィンダムが、ロンドンからケイプタウン
に向け渡航し、査問委員会審議の結果いかんにかかわらず、
勅許状会社はつづいて生かすという保証とひきかえに、電
報を隠匿するように、直接ローズに会って説得にあたった^⑨。

その年一二月、グレイはチェンバレンあて書簡において、ローズが「すすんで貴下の忠告にしたがう心構えをもつ」ことを保証するにいたっている。

チェンバレンは、こうして勅許状認可継続とひきかえに、自己の致命傷を政治的に完全に隠匿する工作を完了したわけだ、この舞台裏の奇怪な取り引きによって「紛失電報」隠匿の見通しがついたからこそ、査問委員会の証言聴取が開始されたのであり、「紛失電報」は査問委員会の前から隠匿され、ついに目の目をみる機会がなくなつたのである。この舞台裏工作が必要不可欠であつた理由は、もし「紛失電報」が公表されたならば、帝国政府当局が共謀の汚名をまぬがれることは困難をきわめ、おそらくは不可能となつたであろうと、いうだけで十分である。

さて、舞台裏工作が終わつてほぼ筋書き通りにはこぼれる査問委員会の証言聴取において、委員チェンバレン植民相は証人ローズに質問した。事前打ち合わせ済みであるとはいへ、たがいに相手の腹の底まで知りつくした兩名が、審問の場で陰湿のすさまじい対決に近づかなかつたとしたら、かえつて不思議である。次にあげる質問と返答におい

て、植民相は、保護領ベチアナランド国境地帯の会社への移譲が政府にも有利であつたことを、まずローズに認めさせようとする。

チェンバレン「国境沿い地帯の移譲は、現地の酋長に有益であつたほか、イギリス政府にとつても、不利ではなかつたと思ひますが、いかがでしょうか」
ローズ「貴下は国境警備隊の維持費をそっくり節約なさいました」

チェンバレン「われわれ〔イギリス政府〕は、さらにまた……鉄道建設工事の補助金として……二〇万ポンドにのぼる金額をも節約した、ということではありませんか」

ローズ「たしかにそうです。貴下は、まことにすばらしい買物をなさいました」

チェンバレン「そうして、貴下のほうも、ほかの「鉄道北方延長計画と異なる」考えをお持ちであつたので、それだけにすすんで有利な買物をなさつたのではありませんか」

ローズ「どうやら、貴下のほうでも、わたくしのほか

の考えを利用されたく思われます」^①

ローズの「ほかの考え」とは、むろん侵入跳躍台として使用する考えであって、公開証言聴取の場で植民相がこれに言及したのがかるい挑発となった。そのため、勅許状剝奪のおどしをうけて植民相共謀連累の暴露を断念していたローズも、植民相は知らないと言いはりながら、この「ほかの考え」を知っていて共感し介入し利用したではないかと、思わず暴露する一歩手前までにじりよる。緊迫した舞台のうえで、遮蔽された陰謀の密通がようやく透視されようになったまさにそのとき、突如として部厚い緞帳がするするとおろされる。密通は視界から消え去る。審問は「とうぜんそこから先へと踏みこまねばならない、まさにその地点において立ち止まった」という評言が、ぴつたりと的を射たのである。

ところで、査問委員会審問の前提となった事前の舞台裏工作は、もうひとつある。植民相と植民省高級官僚の無罪を証明するため、パワーなど植民省の二、三の属僚があらかじめ犠牲に仕立てられた工作がそれである。現地に近いケイプタウンの植民省出先機関に目を移そう。

植民省がとりあえず国境近くのピツアニのあたりを勅許

状会社に譲渡した一八九五年一〇月中旬のある日、高等弁務官付き帝国書記官パワーは、ケイプタウンの事務所にてローズの来訪をうけた。なが年腹藏なく話しあう間柄であったが、その日のローズはあらたまって秘密厳守を約束させたのち、ヨハネスブルフで間近に迫ったエイトランダーの武装蜂起を支援する決意をうちあげ、勅許状会社警衛隊をローデシアからベチュアナランド国境近くへと移動させる意図を述べ、それを高等弁務官に伝えてほしいと依頼した。パワーはそのとき「事前の知識と共謀の連累との間には紙一重の差しかないし、高等弁務官がこの話をきけば従犯者となるであろうと感じ」て、しばらく当惑したすえ、とうぜんのことながら直接の面談をローズにすすめた。そこで、ローズは、老齢の植民省官僚、高等弁務官ハーキュリーズ・ロビンソンと密談をかわした。

パワーは、翌日、高等弁務官の部屋にはいり、なにげなく、ヨハネスブルフの情勢についてざっとした話をはじめた。「ところが、高等弁務官は話をさえぎり、『ローズとチェンバレンのこの不吉な陰謀には、貴官も小官も掛かり

合いのできるだけ少なくしたほうがよろしい。小官はなにひとつ知らない』と述べた。その点は、まさにわたくし「パワー」の意見でもある。しかしながら、勅許状会社警官隊が「ローデシアから」ピツァニに移動する便宜を、手配するように、高等弁務官はわたくしに命じたのである」⁽¹⁴⁾
(傍点は引用者)。

以上の三か所の傍点部分のつながり方が、とくに重要である。ケイプタウンの植民省出先機関の対応のし方は、内幕の関与を公式には関知しない建て前で隠蔽する例の使い分けの、やや臆病な小型縮刷版である。それは帝国主義官辺の身にしみついた独特の訓練などというものであろうか。各地植民地総督を歴任した老年病身のロビンソンは、侵入事件後爵位を得てロスミード卿と称し、事件後ちょうど一年たった一八九七年の一月に引退する。ローズから事前に鉄道工事警備のことしかきいていないと言いはったロビンソンは、帝国議会の下院査問委員会には証人として喚問されてもいない。

パワーのうけた処遇は、直接の上司ロビンソンのそれにくらべて、まったく対蹠的であった。侵入事件後ロンドン

の植民省ではじめてチェンバレンと会見したパワーは、トランスファールにたいするチェンバレンの好戦的言辭に挑発されて、来たるべき査問委員会におけるスケープゴートの役割をかってでた。そのあと、例のトリー系名門政治家ウィンダム委員からおどしをかけられ、査問委員会に喚問されたときには、チェンバレンの事前の指図どおりに審問に答えた。すなわち、侵入事件の二か月半まえにローズから勅許状会社警官隊を国境に配置する真意をきいたが、高等弁務官には報告しなかったと、証言した。指図どおりの証言の効果はてきめんで、査問委員会議長で野党指導者のハーカットなどから「ローズ氏の子分」だとか「ローズ氏の秘密を保管する倉庫」だとかの非難を浴びせられてきびしい追及をうけ、二名の上司の共謀連累を暴露するほかに脱出できない「不本意の窮地」に押し込められたあげく、上司に報告する義務をおこたったかどで詰腹を切らされる。あらかじめスケープゴートと定められたパワーは、こうして上司の罪をなすりつけられ、荒野ならぬ大海の孤島へと追いやられる。査問委員会で「国家理性が必要とする以上」のきびしい叱責(パワーのことは)をうけてから職を追

われ、翌年復職をゆるされたものの、インド洋上モーリシヤス島下僚の地位に左遷され、そののち昇進の期待もむなしく、一九〇九年に辞職した。^⑤

- ① Jean van der Poel, *op. cit.*, pp. 159, 193.
- ② J. L. Garvin, *op. cit.*, p. 125.
- ③ *Ibid.*, p. 110, n. 2.
- ④ Ethel Drus, *Bulletin* (1952), pp. 46-47. J. S. Marras, *op. cit.*, p. 80.
- ⑤ Jeffrey Butler, *The Liberal Party and the Jameson Raid* (1968), pp. 55-56, 295-296.
- ⑥ J. L. Garvin, *op. cit.*, pp. 111-112.
- ⑦ Jean van der Poel, *op. cit.*, pp. 49-50, 75.
- ⑧ J. L. Garvin, *op. cit.*, pp. 115-116.
- ⑨ Jean van der Poel, *op. cit.*, p. 187.
- ⑩ *Ibid.*, p. 222.
- ⑪ *Ibid.*, p. 51.
- ⑫ *Ibid.*, pp. 34-37.
- ⑬ *Ibid.*, pp. 160-163, 194, 208-211, 246-247.

四

植民相連累の第一の疑惑は、植民相が直轄保護領ベチエアナランド国境地帯と国境警備隊とを勅許状会社に移管する決定をくだしたとき、ローズの真意を知っていたかどうか

か、というごく単純な疑問からはじまった。この疑問をめぐる資料を前二節において検討したすえ、植民相は共謀を知ってそれを利用するために不可欠の便宜手段を提供した、という小結論がえられた。第一の疑問から導かれたこの小結論は、植民相連累の第二の疑惑、すなわちヨハネスブルフのエイトランダー（在留外人）の蜂起指導部周辺を動揺させた共和国国旗の変更問題が、ほかならぬ植民相の指示によるものではないか、という疑問にかぶさってゆく。

植民相チェンバレンが移管認可の決定をくだしたのは一月七日で、その前後から勅許状会社警官隊は準備をすめる一方、現地ヨハネスブルフでは、五名の秘密指導部が中心となって、武器を秘密の経路によって搬入し、しだいに準備をすすめてゆく。ところが間もなく、ジェイムソン警官隊は支援侵入のとき英国旗ユニオン・ジャックをなびかせる予定との風説が伝わり、それがしだいに確かめられて、蜂起指導部周辺に動揺が生じる。蜂起指導部は、蜂起の目標を共和国クリューヘル大統領の打倒と政府の改変におくとはいえ、指導部五名のすべてが共和国国旗の四色旗（フィアクレール）にみだりに変更をくわえてイギリス領植

民地に併合する意図を持ったわけでないからである。

当時ヨハネスブルフの英語新聞『スター』の編集長で現地共謀の渦中にあつたハミルトンは、チェンバレンの謀議連累を確信するがゆえに、はるか後年の一九三七年に手記を書き、当時において国旗問題こそは蜂起の「急所」であつたと認めている。ヨハネスブルフ在留外人中イギリス人がいの、出身や国籍を異にするさまざまの者を蜂起に加える必要があつたからで、「運動の組織は、準備段階でも決行時期でも拙劣であつたとはいへ、国旗問題にいささかでもあいまいな点があれば、それが運動の命取りになつたのは当然であつた」という^①。

当時のヨハネスブルフの指導部周辺は、ローズへの疑惑と不信をふかめた。ローズはヨハネスブルフ指導部への指導力を失つた。ヨハネスブルフ指導部は、当初の蜂起予定日を三日後にひかえた一二月二五日になつて、予定を一週間延期することを決定し、共和国国旗の変更を企てないとの最終的な言質をとるため、国民同盟会長レナードと『スター』編集長ハミルトンとをケイプタウンのローズ邸へ派遣した。レナードとハミルトンは、一二月二八日ローズ邸

において「満足すべき言質をえた」と、ヨハネスブルフあてに打電し、ただし「疑いもなくどこかほかのところに誤解が存在する」とつけ加えた^②。どこかほかのところとは、ロンドンであろう。

英国旗使用を指示した者はチェンバレンであつた。チェンバレンは、国境地帯と国境警備隊とを最終的に勅許状会社に移管する決定をくだす(一月七日)その直前において、「いったいローズは英国旗のために働くのか、そうではないのか」と、ことさらつよく二者択一をせまり、言質をとつたうえで移管の決定をくだしたのである。英国旗とは、領土併合の目標を意味し、植民相が越境侵入に不可欠な便宜手段を勅許状会社に供与するときもちだした交換条件であつた。

この決定をみた一一月七日のすこしまえ、ケイプタウンの高等弁務官は、植民相あて報告親書(一月四日)のなかで、ヨハネスブルフ在留イギリス系エイトランダーの動向について、その「九割までは、「トランスファールが」イギリス領植民地(「となる」)よりも、イギリス風に改革された自由主義的な共和国(「となること」)を好むであろうし、

イギリス領植民地〔への併合〕は、実現困難であろう」という重要な情勢判断を報告した。^④この現地の動向の観測を、植民相は無視したわけで、たとえクリューヘル大統領が打倒されても、そのあと国際主義的資本家が共和国国旗の四色旗のもとで自由に共和国を牛耳る事態になることは、植民相の気にいらぬ。パーミンガム邸の植民相のこの意向をうけて、植民次官補フェアフィールドが「いったいローズは英国旗のために働くのか、そうではないのか」と、勅許状会社関係者に駄目を押す。

植民省交渉中の勅許状会社関係者は、交渉も大詰に近づいたこの時点で、英国旗について無理な駄目押しにあい、ヨハネスブルフ現地の動向からはずれた言質をとられる。一月五日ローズ宛ハリス発「紛失電報」第六号は、「われわれ〔ハリスなど〕は、ジェイムソン医師の〔越境侵入〕計画の成果としては、英国旗掲揚を予定にふくめておきまじだ、〔植民省に〕疑問の余地なくそう述べておきました。間違いないでしょうか」という。^④植民省でとられた言質について、ハリスがローズに念を押す電報である。

それになりたいするローズの返電は、「英国旗問題について、

わたくしは本国でひどく誤解されているにちがいない。わたくしは、むしろ英国旗のためでなければ、事業のすべてを危険にさらすつもりはない」と断言した。^⑤これがローズの将来を拘束する言質となる。ローズは、ロンドン向けとヨハネスブルフ向けとに、異なった言辭をろうしたわけである。

とにかく以上は、勅許状会社関係者の植民省交渉も大詰に近づいた三、四日間のことである。パーミンガムの私邸にいてローズの言質をとったチェンバレンは、ただちにロンドンにおもむいて植民省にはいり、みずから青鉛筆をとって移讓国境地帯を地図に書きこみ、植民省管轄国境警備隊の解散(移管)とその装備の会社への売却とを手配するよう、ケイプタウンの高等弁務官あてに訓電を發した。それが一月七日の植民省決定である。^⑥決定にいたる三、四日間の推移をみると、英国旗について植民相がローズからとった言質が、移管の交換条件であり前提条件であったことは、一目瞭然である。植民相チェンバレンは蜂起支援の越境侵入計画を知り、その計画の実施に不可欠な便宜手段を供与したとき、領土併合を目標とする干渉をすでに予

定していたのではないか。植民相は、現地の情勢を無視してまで、蜂起と侵入をトロイの木馬として利用しようとしたのである。

- ① Vincent Harlow, *Eng. H. R.* (1957), pp. 295-296.
- ② Jean van der Poel *op. cit.*, p. 88.
- ③ J. S. Garvin, *op. cit.*, pp. 60, 112. Jean van der Poel, *op. cit.*, p. 55.
- ④⑤ J. S. Garvin, *op. cit.*, pp. 75, 111-112.
- ⑥ Jean van der Poel *op. cit.*, p. 49.

五

第三の疑問の検討に移ろう。チェンバレンにまつわる第三の疑惑は、植民相は、現地の蜂起と侵入の共謀にさらにふかく介入し、決行促進の主導的指示さえも与えたのではないか、という疑惑である。これを解くためには、考察の対象を移管決定から一か月余りを経たクリスマス前一、二週間に限定してさしつかえない。

その一二月初旬、トランスファール共和国政府は「南アフリカ・スタンダード銀行」より多額の機密費をひきだし、ついで共和国國務相レイズがロンドン経由でパリ、ハーグ、

ベルリンへと向かった。レイズは、ジャワ(現インドネシア)生まれのオランダ人、アムステルダム出身の法学博士で、クリューヘル大統領の知遇をえて一八八四年いらい共和国の国家法務官、一八八八年いらい國務相として親独政策を推進していた^①。それゆえ植民省においては、レイズのヨーロッパ旅行はドイツなど大陸諸国に支援を求めるための旅行、と推察された。

他方、大西洋の反対側、南アメリカで係争中のヴェネズエラとイギリス領ギアナとの国境紛争に、アメリカ大統領クリーヴランドが一二月一七日直接に介入し、イギリス政府への強硬な挑発的言辞をふくむ特別教書を連邦議会に提出した。ロンドンの植民省では、管轄事項にふくまれるこの係争の重大化が予想されたわけである。そこで、まずとくに南アフリカ問題担当植民次官補フェアフィールドと、そして植民事務次官ミードとが、ヴェネズエラ国境紛争の緊迫化はトランスファールの「見苦しい騒ぎ」を中止させる好機ではないかとかんがえ、次官ミードがバーミンガム邸滞在中の植民相あてに書簡を送り、延期勧告について遠慮がちな進言をこころみた(一二月一八日)。

すなわち「レイズ博士の「旅行によって」推測される策謀にかんするロビンソン〔高等弁務官〕あて電報は、その

発信を、あらためて貴下のご指示あるまで延期することを提案いたします。なぜなら、貴下が打電をお命じになったときには、クリーヴランド大統領の特別教書をご覧になっていなかったからであります。おそらく、われわれ「イギリス政府」はドイツの反対に直面せざるをえないので、エイトランダー〔ヨハネスブルフ在留外人〕の「蜂起」活動が一年かそこら延期となることを、貴下はお望みであるかもしれません。……しかし、「蜂起」活動が延期されねばならないということになれば、すぐさま手配しなければなりませんまいし、フェアフィールド〔植民次官補〕は、マグワイアを通じてその段取りをとりうるものと考えております」。

マグワイアは、勅許状会社ロンドン取締役会議におけるローズ代理者の立場にあり、オックスフォード大学の名門オール・ソールズ・コレッジの評議員を兼ねる名士である。あきらかに蜂起延期のための、次官の遠慮がちな進言はつづく。「フェアフィールドは、貴下の名誉を傷つけること

なく段取りをすすめる自信をいだいております。貴下は延期の手配をお望みでありましょうか」^②。

蜂起の延期ないしは中止を進言するこの植民次官の書簡にたいして、植民相の返書(二月一八日)はきっぱりと進言をしりぞける。すなわち「アメリカ〔のヴェネズエラ国境紛争介入〕問題は当然のあいだ重大とはなりえないことを、まずもって指摘しておかねばならない。……全体としてみれば、それが本物の危機となるまでには、なお数か月の時間があるにちがいない。そこで、トランスファール問題についてである。かりにも今それ〔蜂起〕が延期されるならば、真の危機が来たときには、うまくゆかなくなるのではないか。延期が長くなればなるほど、それだけ〔ドイツなど〕外国政府の介入する機会はあることになる。ただちに決行するべきであるか、それとも、すくなくとも一、二年は延ばすべきであるか、いずれかであろうと思う。一、二年延期した場合、われわれははたして〔適切な干渉を〕請け合うことができようか。請け合えないものなら、〔決行を延期するように〕干渉しないほうがよい。なぜなら、〔決行を延期させれば〕われわれは、避けたいと思う

まさにその事態を生じさせることになるからである」(傍点は引用者)。

ここでひとまず引用を切っておこう。植民相の意見は、

ヴェネズエラ国境紛争問題が危機となるまでに数か月はかかるから、その間に早急にトランスファール問題を片づけたい、ということであり、蜂起延期に反対である。そして、まえに指摘したあの使い分けが、ここでまた用いられる。

引用者傍点のついた「干渉しないほうがよい」との断定は、「延期するようにローズに干渉しないほうがよい」という意味であり、文中にある即時決行か、一、二年延期か、という二者択一の文脈からいえば、即時決行の指示にほかならない。

植民相書簡は、さらにつづけて「この事情を、もしもフェアフィールドがはっきりとマグワイアに理解させうるならば、フェアフィールドにそうさせたいと思う。それから、責任はローズに負わせねばならないし、われわれとしては、助言を与えることさえ、さし控えたほうがよい」という。ここがまた例の使い分けであって、助言をさし控えよというのは、公式の助言についていうにすぎず、即時決行か、

一、二年延期か、の二者択一の文脈からいえば、公式の責任を負うローズに、実際は背後から、予定通りの決行を指示せよ、ということになる。

翌一九日、植民次官補フェアフィールドの植民相あて返書は、植民相書簡を即時決行促進の意味に解釈したうえでのマグワイア会見報告である。「行動〔蜂起〕を一年延ばすことは、今ではあまりにもおそすぎます。……金山資本家連は、実際上情勢を制御する力を失っております。マグワイアとロンドン在住の友人〔グレイなど〕は、行動の二、三か月間の延期が不利であることを、すでに十分に痛感しており、早急な決行をうながしつつあります」という。

ガーヴィンは、これからあとを省略している。しかし、実際にはいっそう重要な次の一文がつづく。「かれら〔マグワイアと友人〕は、この〔早急決行の〕意見をアメリカ〔のヴェネズエラ国境紛争介入〕問題発展の見透しのうえに根拠づけたわけではありませんが、その点についてわたしが説明したことがらに、マグワイアは同意いたしました」と。ガーヴィンが故意に省略したこの一文が重要であるのは、植民次官補フェアフィールドがマグワイアに会っ

て植民相の論旨を直接に説明し、マグワイアがそれを諒解したことを報告しているからであり、ついでマグワイアは、決行促進電報を植民相の意向としてローズあてに打電する。すなわち、マグワイアとグレイは、一月二〇日、ロンドンからケイプタウンのローズあてに、決行は早ければ早いほどよいとの電報を打った。

植民次官補フェアフィールドの植民相あて報告の重要な部分を省略したガーヴィンは、つづいてこのマグワイア電報についても隠蔽工作をほどこしている。すなわち、紛失電報を一括して扱った個所では、マグワイア電報をそのなかにも入れていない。ところが、別の個所で隠しきれなくなると、マグワイアが会見た相手は「うわっ調子」の性格で「耳の遠い」フェアフィールドだったので、とうぜんそこから「起こりがちな誤解」にもとづいて打った電報であつたという。マグワイア電報はチェンバレンの真意と関係なしというのが、ガーヴィンの故意の解釈であつた。^⑥

しかしながら、当時、ケイプタウンの高等弁務官付き帝國書記官パワーは、一月二二日と記憶されるころローズに会い、蜂起は失敗に終わるであろうと冷水を浴びせ、蜂

起と侵入を断念するよう説得をこころみたと、ローズは激して「それでは貴官は、今わたくしを督促して急がせている貴官の上司チェンバレンにたいして不忠実である」と言いはなつた。不忠実という非難は、海軍中佐の経歴を誇りとするパワーの心にするどくつきささり、それによつてパワーは「ヴェネズエラとの紛争がさし迫っているので、急げ」とのマグワイア電報の真の出所を理解したのである。^⑦

植民相にまつわる第三の疑惑についての検討は以上でおわる。蜂起と侵入の陰謀を知つた植民相は、現地の蜂起陰謀をトロイの木馬として領土併合の干渉に利用するために、背後で英国旗掲揚を条件として、支援侵入に不可欠の跳躍台を提供したばかりか、さらにふかく共謀に介入し、帝國政府にとつて干渉に便利な時期を考慮して、早急な決行をうながす指示さえも与えたのである。ヨハネスブルフのエイトランダー蜂起指導部周辺を動揺させた英国旗掲揚問題は、ほかならぬ植民相の背後からの指示によるものであつたが、そればかりか、早急決行の指示は、現地ヨハネスブルフの情勢をそれ以上につよく無視する結果となり、植民相の錯誤となつておわる。この最後の点については、もう

少しくわしい検討が必要である。

- ① J. S. Marais, *op. cit.*, pp. 14-18. W. K. Hancock and Jean van der Poel (eds.), *Selections from the Smuts Papers* (1966), vol. iv, p. 349. Jeffrey Butler, 'The German Factor in Anglo-Transvaal Relations', in Prosser Gifford and Wm. Roger Louis (eds.), *Britain and Germany in Africa* (1967), pp. 179-214.
- ②③ J. L. Garvin, *op. cit.*, pp. 71-72.
- ④ *Ibid.*, p. 73.
- ⑤ Ethel Drus, *Bulletin* (1952), p. 35. J. S. Marais, *op. cit.*, p. 90.
- ⑥ J. L. Garvin, *op. cit.*, pp. 73, 112.
- ⑦ Jean van der Poel, *op. cit.*, pp. 75-76.

六

蜂起・侵入・干渉からなる共謀のほんらいの順序は、蜂起の早急決行を背後からうながした植民相チェンバレンにとっても、不可逆の継起的順序であった。まず蜂起が決行され、ついで支援侵入がそれをささえ、最後に、帝国政府が干渉、必要があれば軍事干渉にのり出す、という順序である。結果として、この順序は混乱する。延期された蜂起に先立って侵入が開始されたため、共謀は失敗におわる。失敗は、現地的情勢を無視した植民省の背後からの決行促進の指示と関係なしとはいいい切れない。

植民省の意向として決行促進を伝えたマグワイア電報がローズあてに打電されたのは一月二〇日で、当時ケイプタウン滞在中の「ラント鉱山会社」所有者バイトが、早速ヨハネスブルフ指導部フィリップスあてに「即時創業」を要望して打電したものの、動揺する現地指導部に与えた効果は疑問であった。それに反して、マグワイア電報がローズとジェイムソンに与えた影響は決定的であった。ローズは現地からの警告を無視し、一月二三日、僻地ピツァニで勅許状会社警官隊を指揮するジェイムソンあてに書簡を送り、ヨハネスブルフの蜂起は予定通り一月二八日深夜に決行されると断言し、電信線の破壊と当夜八時以後の出發とを指示した。

国旗問題によって動揺するヨハネスブルフ蜂起指導部とローズとの間の裂け目はすでに越えがたく増幅し、ヨハネスブルフにたいするローズの指導力はほぼ完全に失われていた。そういったなかで、ヨハネスブルフあて促進電報の効果はどうぞん疑問であったのとまったく対照的に、ローズのジェイムソンあて急送書簡は、僻地に駐屯するローズの分身に決定的な加速度的効果をあたえた。すなわち、ジ

エイムソンは程なく「かれら〔ヨハネスブルフ指導部〕が創業を開始しないなら、われわれ独自の創業を敢行する」との電報(二七日巻)をローズに寄せた。これは、腰の重い現地指導部に先制して侵入を開始し、現地指導部の蜂起に拍車をかけよう、という賭で、「帝國建設者」の榮譽を賭けたギャンブルである^①。それから二、三日間のジェイムソンは、現地指導部の蜂起延期の決定(二六日)に伴ういっさいの急報や警告を無視して、この賭に踏み切り、それが二月二十九日深夜の越境侵入開始となる。

こうして蜂起に先立つ独断的な不法侵入の開始によって、共和国政府にたいする帝國植民省の干渉の口実は、そのいっさいが失われる。その間の経過は、即時決行をうながしてからの植民省の次元に密着して追跡しておかねばならない。クリスマススをバーミンガム私邸ですごした植民相チェンバレンは、それまで植民相管轄事項には容喙しなかった首相兼外相ソールズベリあてに、一月二十六日になってはじめてトランスファール問題最初の報告書簡を送った。すなわち「ヨハネスブルフでは蜂起がさし迫っており、二、三日中に起きるであろうとの内密の通報を、わたくしは受けと

っております。……そして、サー・ハーキュリーズ・ロビンソン〔高等弁務官〕と手紙で相談したのち、わたくしは緊急のさいの活動法についてかれに秘密の訓令を与えました」と。

植民相の報告書簡は、蜂起情報のたんなる報告におわらず、ただちにひきつづき、この蜂起を利用するための軍事干渉の準備について、既成事実を首相に押しつけるような文面となる。「……陸軍省は、ボンベイから一個連隊とバルバドス〔西インド諸島〕から一個連隊の計二個連隊〔をのせた輸送船〕を、ケイブに一月中旬には寄港させる手配をすませております。反乱勃発は今月末と思われず。しかしながら、むろんわれわれはケイブに通常の守備隊をもち、ローズはベチュアナランド警官隊をもっております。

ただ今では、われわれがいままで扇動したこともない事件の今後のなりゆきを見まもるほかに、なすべきことは残っておりません。もし蜂起が成功すれば、事態はわれわれに有利に転回するにきまっております^②。詳細は首相にさえも隠されたごく簡単なこの報告で素描された計画が、蜂起・侵入・干渉の順であることに間違いはない。今はただ現地の蜂起決行を待つだけ、という樂觀的報告である。

ところが、植民相がこの報告書簡をかいた翌二七日、在ケイプタウン勅許状会社書記官ハリスから「万事は一月六日以後まで延期される。われわれは準備を整えたが、ヨハネスブルフに分裂がある」との重大な「テレモンズ」あて電報がはいる。変名「テレモンズ」は、ロンドン『タイムズ』紙の専務取締役モーバリ・ベルと植民地関係担当の婦人記者フローラ・ショーとの電報名であって、情勢の重大な急変を告げるこの第一報は、当時植民省に頻繁に出入りしていたフローラ・ショーによって、早速植民省に、したがってバーミンガム邸のチェンバレンに届けられた、と見てさしつかえない。^③

チェンバレンは、さらに翌二八日、植民次官補フェアフールドからのいっそう詳細な報告書簡をうけとる。「ケイプタウンのローズたちは、明らかにヨハネスブルフの事情を考慮しないで、いいかげんの判断をしてきたようであります」と。フェアフールド書簡のこの書き出しは、報告すみのハリス発「テレモンズ」あての第一報を補足した説明である。そして露出鉅脈金山会社資本家アルビュの蜂起反対演説を引用して、現地金山資本家の分裂を報告した

のち、書簡はつぎのとおりいっそう重大な情報を伝える。すなわち「……昨夜、わたくしは勅許状会社弁護士ホークスリに会いましたが、ホークスリは、革命の『立ち消え』について、シテイ〔ロンドン金融界〕で友人といっしょにさんざんひやかされた話をしておりました。（ホークスリは、ローズをよくは思っておりませんが）、ローズがのぼせあがって途方もないことをしでかすかもしれない、ローズはジェイムソン博士に命じて会社警官隊とともにガベロズ（じつはピツァニ）から〔共和国に〕『はいり込』ませ、革命をあやつろうとするかもしれない、ホークスリはそう考えていたと思われます。しかし、それはばかげたことだと、今しがたここ〔植民省〕におりましたマグワイアは述べております。……会社警官隊が、かりにも不法国境侵犯をすることになれば、勅許状第二二条違反となりましようから、貴下は、勅許状第八条にてらしてそれを中止させざるをえないと、痛感されることでありましよう」^④

この植民次官補報告において第一義的に重要な点は、蜂起が延期されたにかかわらず、ジェイムソン警官隊が単独で侵入する最悪の危険にかんする情報の報告である。ジェ

イムソンの「われわれ独自の会社創業を敢行する」とのローズあて電報の危険な意味は、この文面にうかがわれるとおり、ロンドンの勅許状会社関係者の間にもすでにある程度まで伝わっていたわけである。しかし、まず第一に現地で蜂起が実行されなければ、侵入も、干渉も、正当化の根拠のいっさいが失われ、チェンバレンじしんが警戒した「立往生の大失敗」（フィアスコ）となる。背後から決行をうながしたチェンバレンにとって、意外な錯誤の結果が生じることになる。

チェンバレンは早速首相あてに簡単な次の報告をかく（二月二十九日）。「トランスファールの事件は立ち消えになりつつあると思われます。ローズは、今までヨハネスブルフ資本家の感情を誤算してきました。そして今では、クリューヘルが若干の譲歩をする可能性があり、そのばあい、事件は間もなくともかくも終わることになりましょう」^⑤。書き出しは、あきらかに植民次官補の報告書簡にもとづいており、背後から決行をうながした植民相の錯誤は、公式の責任を持たされたローズの誤算としてしるされる。そのうえ、ジェイムソン単独侵入の危険な情報については、首

相あてこの報告はなんの暗示も与えず、かえってそれを隠す楽観的な結びでおわる。

しかしながら、チェンバレンは植民省にたいしては別の緊急指令を与えており、それをうけて植民省からケイプタウンの高等弁務官あてに二十九日夕刻に発信された極秘の訓令が、ジェイムソン独断侵入情報への緊急対策を最重要の内容とするものであったことは、ことわるまでもない。訓令文は以下のとおりで、引用にあたり「……」でかこんだ部分は、事件後の一八九六年『青書』（議會公表文書）において削除され、したがってガーヴィンの引用文でも省略された部分である。

すなわち「おそらくローズが現地における意見の釣り合いを誤断したためであろう、ヨハネスブルフでは立往生の大失敗があるかと思われる。」ありそうとは思えないが、側聞するところでは、「ローズとジェイムソンとは」勅許状会社在职中の「ジェイムソンか、ほかの」何者かに、警官隊とともにベチュアナランド保護領から前進させて、ヨハネスブルフの事態を危機におとし入れる「べく、懸命に努めるかもしれない」ということである。かりにもそのよ

うな行動がとられるならば、勅許状の第二二条と第八条を考慮して、わたくし「植民相」は受身の立場にとどまることはできない。それゆえ、必要がないならともかく、必要があるならば、ローズにこれらの条項を想起させ、ローズはわたくしの支持を得られないだろうと、貴下の考えとしてローズに告げ、へかりにわたくしがこの策動を拒絶するべきであるなら、ローズの陰謀から今後当然におきる結果を「ローズに」指摘されたい^⑥。

訓令文中の植民省連累の疑惑を持たれるおそののある個所は、注意ぶかく削除されて公表されたとはいえ、この訓令の要点は、首相にも隠された独断侵入の危険な可能性にたいする緊急の禁止措置にある。しかしながら、ジェイムソン警官隊が越境侵入を開始したのは、一二月二九日深更であったので、ロンドン同日夕刻打電の高等弁務官あて訓令は間に合わない。実際に侵入が開始されたからの高等弁務官の報告は、三〇日夕刻、パーミンガム私邸のチェンバレンのもとにとどく。チェンバレンは「これ〔侵入〕が成功すれば、わたしは破滅することになる。わたしはこれを粉碎するためにロンドンへ行こう」と家族に話し、夜行

列車でロンドンへといそいだ。

翌朝植民省にはいったチェンバレンは、ただちにクリューヘル大統領領あてに遺憾の意を表明する電報を打ち、高等弁務官にはローズに「不法侵入」を銘記させる訓令を与え、首相にはつぎの報告をかき送った。「これは隠れもない不法侵犯行為であり、トランスファールの現状において見るかぎり、この行為を正当化する根拠はありません。この侵入が、かりにもわれわれに支持されていたとすれば、われわれがまず友邦に革命を起こすことをくわだて、それに失敗すると、それから侵略行為を是認し、われわれじしんの苦情がないのにイギリス軍を投入したというドイツその他列強による非難を正当化することになりましょう……」^⑦

引用者傍点部分の条件節は、背後からの関与と介入がなお首相に隠されていることを瞭然とあらわす。とはいえ、蜂起に先立つ単独不法侵入によって干渉の根拠いさいが失われたことは、この報告の説明で十分以上である。

蜂起に先立って先制単独の不法侵入が開始され、干渉を正当化する口実が失われたことは、以上の経過から見て、蜂起決行をうながした植民相の錯誤といえよう。ところが

「むろん、チェンバレンは、実際に突発したとおりの侵入事件には掛かり合いを持たなかった」と、『ケンブリッジ大学イギリス帝国史』第三卷(一九五九年刊)の共著者はいう。^⑧これは蜂起と侵入の組み合わせによる共謀を峻別し分離する作爲の線上にある立言であろう。ヨハネスブルフ現地指導部動揺の情報に、「新年までは何事も起きないかも知れない」という予測として、すでに一二月一日に植民省に伝えられていたのだから、この現地動揺の情報を無視してまでの背後からの介入が裏目に出たことは、結果が植民相の予想と意図を裏切った錯誤ではあっても、その共謀連累を否定する根拠にはならない。

- ① Jean van der Poel, *op. cit.*, pp. 86-88.
- ② J. L. Garvin, *op. cit.*, p. 78.
- ③ Jean van der Poel, *op. cit.*, p. 80.
- ④ J. L. Garvin, *op. cit.*, p. 81.
- ⑤ *Ibid.*, p. 79.
- ⑥ J. S. Marais, *op. cit.*, p. 92.
- ⑦ J. L. Garvin, *op. cit.*, p. 90.
- ⑧ *The Cambridge History of the British Empire*, vol. iii (1959), p. 358.
- ⑨ J. L. Garvin, *op. cit.*, p. 70.

む す び

ジェイムソン侵入事件は、金山二大深層鉱脈独占会社の所有者と幹部社員とが首謀者となって企画した、蜂起と侵入の組み合わせから成る謀議に由来する。現地の謀議を知った植民相チェンバレンは、現地の陰謀を帝国政府のトロイの木馬として利用するために、覆面して念入りに遮蔽された背後から、越境侵入の跳躍台を提供したばかりではない。さらにふかく謀議に介入し、蜂起延期に反対して早急な決行をうながす指示さえも与えた。結果はあつけない錯誤と失敗におわつたとはいえ、ロンドンの帝国植民省が引き金までも性急に引いたことに間違いはない。

「他国の独立主権と領土の不可侵性を尊重しようとするめることが、国家の第一義的な義務である。そのいずれかが攻撃を受ければ、戦争を意味し」、この侵犯を教唆し扇動する者があれば、何人といえどもそれ自身が「主犯者」であるとは、ジェイムソン裁判における、首席判事の判決文の見解であった(二八九六年七月)。それに反して、植民相は共謀連累の証拠の一切を隠蔽することに、政治的に完全

な成功をおさめる。

ジェイムソン警官隊が越境侵入を開始してから四日めに降伏したその直後に、ドイツ皇帝ヴィルヘルム二世が共和国大統領クリューヘルあてに祝電を送り、大統領は謝電をもつてそれにこたえる。外交史上著名なクリューヘルあて祝電事件がそれで、たちまち『タイムズ』をはじめロンドンの諸新聞は激昂した反独論説をかかげ、ソールズベリ首班内閣の閣僚の多くがドイツ政府の反英敵意の表明とみて強烈な衝撃を受けたばかりか、野党自由党領袖の受けた印象もほぼ同様であった。

ロンドン政界においては、ジェイムソン侵入事件の悪行はクリューヘルあて祝電事件の悪行によって帳消しにされた。それによって植民相チェンバレンの政治的立場は、かえって有利にしかも強固になり、帝国議会査問委員会の証言聴取に先立つ連累証拠の隠蔽工作も容易となる。査問委員会議長をつとめた自由党指導者ハーカットは、現職閣僚の「運命にかかわるような、事実無根の暗示」を無視するように勧告され、ローズ弾劾に重点をおき、植民省連累の暗示や誹謗を無視し抹殺することを前提として、査問委員

会の審議を主宰し、既述のような結論を公表したのである。

チェンバレンは難なく留任したばかりではない。侵入事件直後でも「この事件が事態を危機の頂点に盛りあげて係争中の諸問題をいっきよに解決に持ちこむことも可能だと思ふ」と述べ、かえって公然と、共和国にたいする高圧的・挑発的な政策をつづける。そしてヨハネスブルフの動揺するイギリス系エイトランダーを再編し操縦して危機を盛りあげ、共和国政府を戦争瀬戸際の窮地にまで追いつめていった者は、植民省連累の証拠を隠蔽する工作を完了したチェンバレンによって、植民地行政手腕を見込まれて高等弁務官に任命されたミルナーであった。ジェイムソン侵入事件は南アフリカ戦争の前奏曲であった。

① 中山治「トランスヴァール危機の前後におけるドイツの対英政策」大阪市立大学『人文研究』九卷二号（一九五八年）。

Norman Rich, *Friedrich von Holstein: Politics and Diplomacy in the Era of Bismarck and Wilhelm II* (1965), vol. II, pp. 469-476.
J. C. G. Rohl, *Germany without Bismarck: The Crisis of Government in the Second Reich 1890-1900* (1967), pp. 163-166.

（神戸大学文学部助教授）

Archilochos—A poet in the Age of
Greek Colonial Expansion—

by

Kenzo Fujinawa

The archaeological evidence for early Greece in general has in the past generation so much grown, that we can now get at least a glimmering of the social and material conditions of the Lyric Age of Greece. Especially for Archilochos important materials have been discovered after the end of the Second World War: the Archilocheion inscriptions on the island of Paros, and the Glaukos monument in the Agora of Thasos. These new materials have brought about fundamental changes in the interpretation of Archilochos. The poet who had usually been branded as an outlaw or at least a soldier of fortune is now called a "Polisdichter" (M. Kontoleon).

In this paper the author examines views on Archilochos in this century and tries to interpret afresh his thought and his attitude to society. In spite of his conspicuous self-centredness, which the author explains as a sort of existentialism, Archilochos seems to have a sense of public duty hidden somewhere in his soul. The both-sided nature of Archilochos is explained as an outcome of the complicated social conditions of Greece during the colonial expansion. We might say that the vigorous spirit of the colonizing "politai" found expression in the poetry of Archilochos.

The British Colonial Office and the Jameson Raid

by

Syôhachiro Ichikawa

This paper, suggested by studies of Jean van der Poel and Ethel Drus, draws attention to the complicity of the British Colonial Office in the Jameson Raid (1895/96). The original conspirators of the Raid were members of the two big deep-level companies in Witwatersrand gold mines, the Transvaal. Then, Joseph Chamberlain intervened in the

conspiracy. Firstly, he transferred the border zone of Bechuanaland and the police force to the Chartered Company, after knowing the true purpose of Cecil Rhodes. Secondly, he transferred it, intending to make the Transvaal a British colony. Thirdly, he gave Rhodes advice to the date of rising. After the Raid, he, with the Committee of Inquiry, covered the complicity of the Colonial Office, and continued provocative policies against the Transvaal. The Raid was a prelude to the South African War.